

## 「ヨウム等」新規指定種の登録申請について

平成 29 年 1 月 2 日より国際希少野生動植物となる「ヨウム等」の新規指定種の登録申請において、申請者が申請個体を「規制適用前」に入手したことを証明するための確認書類としては、以下の書類が該当します。

- ・ 輸入時などの通関書類
- ・ 納品書や領収書
- ・ 動物愛護管理法における生体販売説明書・確認書

すべて種名（数）、日付、宛名、販売店（代表者名）、社印若しくは代表印の押印があるもの。なお、これらの書類が準備できない場合にはお電話にてご相談ください。また、申請に必要な書類、記入例、申請書類の書き方などは、当センターのホームページ（国際希少種の登録・製品認定 > 手続きの案内 > 個体登録に関するもの > 2. 規制適用前取得）をご覧ください。

掲載ページアドレス：<http://www.jwrc.or.jp/cites/regist/kotai/2.htm>

なお、種の保存法は所持の規制をする法律ではありません。そのため、所有者の方が今後も飼いつける（所持し続ける）のであれば登録票は必要ありません。

登録票が必要となるのは有償無償を問わず、譲渡し等（売る・買う・あげる・もらうなどの行為）のやり取りを行う場合や頒布・販売目的での陳列や広告をする場合です。

- ・ 譲渡し等（売る・買う・あげる・もらうなどの行為）を行う場合は、個体を登録し、登録個体の登録票と必ず一緒にしてやり取りを行う必要があります。
- ・ 頒布・販売目的での陳列する場合は、登録した個体と共にその個体の登録票を備え付ける必要があります。
- ・ 頒布・販売目的での広告する場合は、広告する個体が登録を受けていることと、登録票に記載されている「登録記号番号」を表示する必要があります。